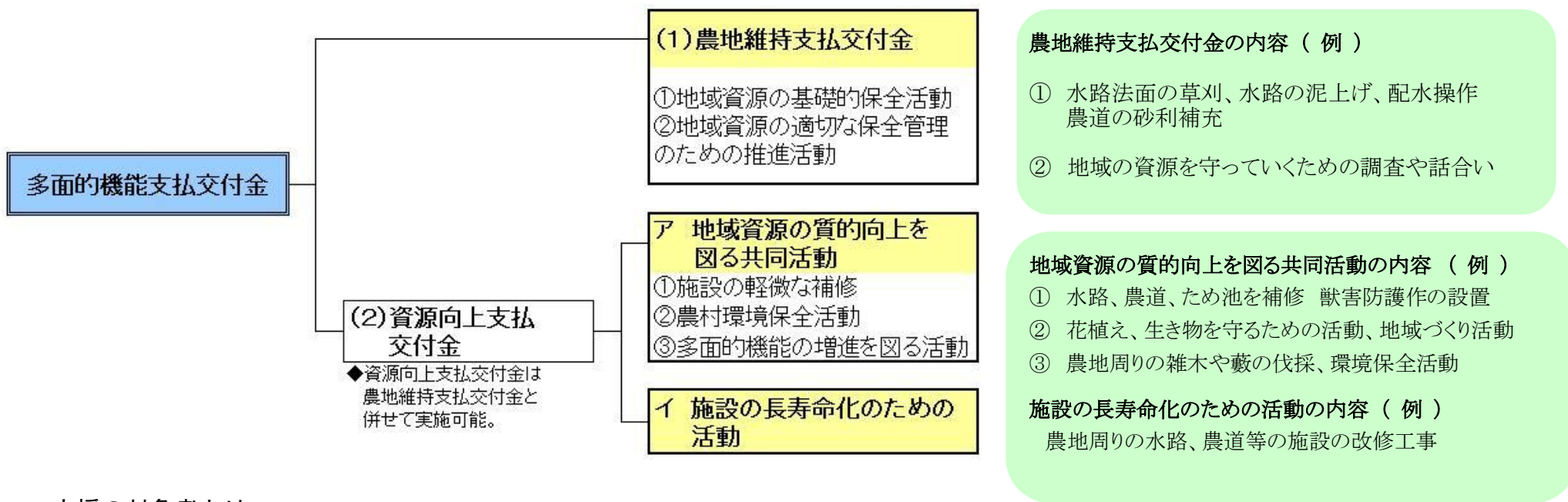


地域の手で農地・資源・地域環境を保全する取組みを支援します ～多面的機能支払交付金～

(自治会、地域振興団体、農業関連団体、農業用施設管理団体など地域の団体の皆様、担い手農家の皆様へのおしらせ)

1 日本型直接支払制度「多面的機能支払交付金」とは ～次の活動の経費に対してお使いいただけます～「どの活動をするか選べます」

すべて活用するには計画と計画図面が必要です。



2 支援の対象者とは

平成 30 年度に上田市は全市を対象とする広域活動組織「上田市多面的機能広域協定（上田水土里会）運営委員会」を設立しました。この広域協定と協定を結んで参加することで交付金を受け取れます。

活動の対象の地域、農用地、水路等の施設の対象と構成員を決め、所定の参加同意書と活動計画、位置図を提出するだけで既存の団体のまま参加ができます。

地域の手で農地・資源・地域環境を保全する取組みを支援します ～多面的機能支払交付金～

3 交付金について 「年度ごとに、計画期間中継続して毎年交付します」

(1) 交付金の概要

活動する範囲の農振農用地等の面積に応じて交付され、活動に係る費用（日当、機械経費、借上げ料、物財費等）に幅広く利用できます。このための報告書類が必要ですが、作成は広域組織事務局で代行しますので、日々の活動の記録をしてご報告いただくだけで取組めます。

(2) 交付金額

広域組織の基準に則り、保全管理する農地面積と1の活動項目、活動内容により、広域組織運営委員会から交付金を各組織の口座に入金します。

交付金額の目安（年額：上田市多面的機能広域協定の基準により、広域組織運営経費として1割を控除します）

| 都府県 | ①農地維持支払 | ②資源向上支払 (共同活動※1, 2, 3) | ①と②に取り組む 場合 | ③資源向上支払 (長寿命化※4) | ①、②及び③に取り組む 場合※5 |
|-----|---------|---------------------------|----------------|---------------------|---------------------|
| 田 | 3,000 | 2,400 | 5,400 | 4,400 | 9,200 |
| 畑※6 | 2,000 | 1,440 | 3,440 | 2,000 | 5,080 |
| 草地 | 250 | 240 | 490 | 400 | 830 |

例：田 15ha、畑 5ha を対象に、農地維持支払と資源向上支払（共同活動）の活動を実施する場合（1ha=100a、当初5年単価として）

年間交付金額 $((1,500a \times 5,400 \text{ 円} / 10a) + (500a \times 3,440 \text{ 円} / 10a)) \times 0.9 = 889,200 \text{ 円}$

4 問い合わせ先

上田市産業振興部農地整備課、 丸子・真田・武石地域農地整備事務所

(電話) 0268-23-5123 [直通] (FAX) 0268-23-5982 (電子メール) noticeibi@city.ueda.nagano.jp

参考：農林水産省ホームページ (http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)

上田市多面的機能広域協定（上田水土里会）運営委員会事務局 一般社団法人農業振興整備ネットワークうへだ

(電話) 0268-71-5684 (FAX) 0268-71-5685 (電子メール) nssnu@juno.ocn.ne.jp (事務所) JA 殿城支所隣